指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム しょうじゅの里三保サテライト 運営管理規程

社会福祉法人 兼愛会

(目的)

三保サテライト(以下「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設ごとに置くべき従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護老人福祉施設の介護の提供と、円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設の従事者は、老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、入居者の心身の 状況に対応する必要な日常生活上の世話及び介護、健康で明るく生きがいのある生 活への必要な援助に万全を期するものとする。

当施設は一人一人の個性を尊重するため、1ユニットの定員を原則10人とし、このユニットごとに食事や入浴などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケアを行う。

また、プライバシーが確保された生活空間を提供することにより、心身ともに安定した穏やかな生活を送れるよう援助する。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホームしょうじゅの里三保サテライト 所在地 神奈川県横浜市緑区三保町 2640 番地 220

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1)管理者

1名(常勤兼務)

施設の業務を統括する。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた 職員が管理者の職務を代行する。

(2) 事務職員

2名以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

(3) 生活相談員

1名以上

入居者の入退居、日常生活上の相談、援助に関することに従事する。

(4)看護職員

1名以上(常勤換算)

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護と健康管理、施設の

保健衛生業務に従事する。

(5)介護職員 11名以上(常勤換算) 入居者の日常生活上の世話及び介護、その他必要な援助業務に従事する。

(6) 介護支援専門員 1名以上 施設入居者の施設サービス計画の作成に従事する。

(7) 医師 1名(嘱託医1名) 入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8)機能訓練指導員 1名以上 入居者の身体機能の低下防止を務め、指導・管理に従事する。

(9)管理栄養士 1名以上 給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

- 2 医師は非常勤とすることが出来る。
- 3 第1項に定めるものの他必要がある場合は、その他の職員をおくことが出来る。
- 4 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は3ユニット、内2ユニット:10名定員、1ユニット:9名定員の29名とする。

(他に短期入所生活介護1ユニット、定員10名有り。)

(施設サービスの内容)

- 第6条 指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の内容は次の通りとする。
 - 1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他離床、着替え、整容等必要な身体の介護。

2 入浴に関すること

自ら入浴することが困難な入居者に対して、必要な入浴サービスを提供する。 衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助。

3 食事に関すること

管理栄養士により栄養ならびに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し、栄養ケアマネジメントに基づき食事を提供する。

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助。

朝食 8:00 ~ 9:00 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00

4 健康保持に関すること

常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。褥瘡予防計画に基づき、褥瘡の予防に努める。

5 アクティビティ・サービスに関すること

入居者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持、自信の回復や情緒安定を図る。

アクティビティ・サービスとは個別レクレーションやクラブ活動、機能訓練など

6 相談及び援助に関すること

常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

7 社会生活上の便宜の供与等

適宜入居者のための行事を行うとともに、家族との交流の機会を確保し、地域 との交流

を確保する。

(施設サービス内容の説明等)

第7条 施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、運営 規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文章で説明し、入居者又はその家 族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(施設サービス計画の作成・変更)

- 第8条 施設サービスの提供に当たっては、入居者の心身の状況、希望を踏まえて施設サービス計画を作成する。
 - 2 施設サービス計画の作成・変更の際には、入居者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
 - 3 施設サービス計画は、継続的にサービスの管理・評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 従事者は、施設サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該施設サービスについて、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 2 項の規定により、入居者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を入居者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 入居者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。
 - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
 - (2) 火気の取り扱いに注意すること。
 - (3)喧嘩、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (4) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第11条 施設サービス利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割(二割・三割)の額とする。 別紙「サービス料金表」参照
 - 2 前項の費用のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

居住費・食事に係る自己負担金、入居者の希望する特別な食事やおやつ代、理 美容代、金銭・貴重品等の管理、入退所時及び、利用者の希望する協力病院以外(協 力病院より遠方の場合)の受診の送迎費用、電気使用料など (別紙料金表の通り)。 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対 して事前に文章で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第12条 入居者が病院又は、診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3ヶ月 以内に退院することが見込まれる時は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院 後も再び入居することが出来る。

(契約書の作成)

第13条 施設サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、入居者に契約書の書面を持って説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を 受けることとする。

(事故時・緊急時等における対応)

- 第14条 施設サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、 速やかに施設嘱託医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び入居者の家族 への連絡を行う等の必要な措置を講じるともに管理者に報告をしなければならな い。
 - 2 施設サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、入居者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画をたて、非常災害に備えるため、不定期に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

防火責任者 副施設長 防災訓練 年2回 避難訓練年2回通報訓練年2回

地震訓練 年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 施設は、入居者の使用する食器、その他の設備について、衛生的な管理に努め、 又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。 感染症の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための 計画を策定する事とする。
 - 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、入居者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

受付窓口担当者

生活相談員,介護支援専門員

電 話 045-507-3664 F A X 番 号 045-507-3674 対 応 時 間 平日 9:00~17:00

別紙「苦情処理委員会運営要綱」参照

雷

第三者評議委員 赤枝病院院長 須 田 雅 人

話 045-921-3333 評議委員 伊藤多賀子 電 話 045-921

-0013

(損害賠償)

第18条 提供した施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や かに行うものとする。

(秘密保持)

第19条 施設の従事者及び従事者であった者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(身体拘束の禁止)

第20条 施設では、施設サービス提供にあたり、厚生労働省監修による「身体拘束ゼロへ

の手引き」に基づき、介護を行います。身体拘束となる具体的行為は以下の 11 項目です。

- ◆ 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ◆ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ◆ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ◆ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ◆ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ◆ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯 や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ◆ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ◆ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ◆ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ◆ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ◆ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

〇「緊急やむを得ない場合」

緊急やむを得ない場合、以下の3つの要件を満たした場合のみ必要最低限の範囲で身体の拘束を取らせていただきます。

- 「切迫性」・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- 「非代替性」・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
- 「一時性」・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

緊急やむを得ない場合は、利用者本人や家族に対してできる限り詳細に説明いたします。

(虐待防止に関する事項)

第21条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を行うものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な開催を行い、 その 結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 委員会の開催、研修を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第22条 施設は、運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う

等の地域との交流を図る。

2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

- 第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制 を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 年2回以上
 - 2 施設は、この事業を行う為、ケース記録、入居者の負担金徴納簿、その他必要な記録、

帳簿を整備する。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人兼愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、令和3年5月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(利用者負担)

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の5種類に分 かれます。

ア) 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1・2・3割)

区 分	金	額 (.	単 位)			内容の説明		
	要介護 1	6	82単位			1日あたりの負担額		
	要介護2	7	1日あたりの負担額					
① 本額	要介護3	8	28単位	1日あたりの負担額				
	要介護4	9	01単位	1日あたりの負担額				
	要介護5	971≟	单位		1日あたりの負担額			
	日 常 生 46単位	活機	岳 継 続 支		算	1日あたりの負担額		
②加算額	看 護 1 2 単位	体制	加	算	I	1日あたりの負担額		

看 護	体	制	加		 算	п			
2 3 単位		-103	77-		7 1		1日あたりの負担額		
夜 間 職 46単位	員	配	置	加	算	П	1日あたりの負担額		
生活機能向上:	連携加算	ΙΠ				1	1月あたりの負担額		
個別機	能	訓	練	加	算	Ι	1日あたりの負担額		
個別機	能	訓	練	加	算	II	1月あたりの負担額		
ADL 維 3 O 単位	持	;	等	į	חם	算	1月あたりの負担額		
若年性認知症 20単位	受入加算	<u> </u>				1	1日あたりの負担額		
精神科5単位	医療	療	養	指	導	加	1日あたりの負担額		
							入院及び外泊時6日を限度とし		
入院・外泊時 246単位							て加算されます。※月をまたがる場合には、最大12日となります。		
初期加算 3 0.	単位						新規入所日及び1ヶ月以上の入院後再入所日から30日間に限ります。		
療養食加算			6単	 单位			1食あたりの負担額		
看取り介護加	算 I	7 128			1/68	0/	1日あたりの負担額		
	心理症状	緊急対	讨応加	算	2	0 0	入所日より7日を限度として1		
単位 							日あたりの負担額		
褥瘡マネジメ 3 単位	ント加 ⁴ 	算 I 					1月あたりの負担額		
排泄支援加算	I						1月あたりの負担額		
自立支援促進	加算						1月あたりの負担額		

科学的介護推進体制加算 II 5 O単位	1月あたりの負担額です。	
安全対策体制加算 2 O 単位	入所時に1回限り算定	
生産性向上推進体制加算 II 1 0 単位	1月あたりの負担額	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		
所定単位数の136/100	1月あたりの負担額	
O単位		

※利用者負担金は(基本額+加算額)×10.72円(地域加算)を計算した合計額の10~30%

イ) 食事等の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	金	額(単位)	内 容 の 説 明
	1日	1900	
標準負担額		円	1日あたりの負担額です。
おやつ	1食	200円	1食あたりの負担額です。

- * 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- * 食費の内訳は、朝食:500円、昼食:650円、夕食:750円となっております。
- * 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の 発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり) のご負担となります。
- * 食事のキャンセルについては、下記の通りのキャンセル料をご負担願います。

朝食:前日17:00以降は全額

昼食: 当日8:00以降は全額

おやつ: 当日8:00以降は全額

夕食: 当日12:00以降は全額

* 行事食は別料金になります(実費相当)。

*	おやつは希望により提供いたします。

ウ) 居住費に要する費用〈光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等)〉

区分	金額	頁 (単 位)	内 容 の 説 明
居住費	1日 円	2760	一般個室

- * 当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日あたり)のご負担となります。
- * 入院中の居住費については、10条を参照。
- * 入所者の精神・身体状況により、居室やユニットを変更させていただくことがございます。

エ)その他、個人負担となる費用(全額、自己負担)

区分	金 額(単位)	内 容 の 説 明
①理美容代	実費となります 別表参照	利用者の希望によって提供した場合
②日用品費	実費となります 別表参照	利用者の希望・選択によって提供した場合(持参の場合は無料)
③健康管理費	予防接種等	必要に応じて実費となります
④行事代	各行事実費相当額	利用者の希望によって参加した場合
⑤クラブ活動費	各作業実費相当額	利用者の希望によって参加した場合
⑥電気使用料	品目別 (別紙参照)	利用者の希望によって使用した場合

⑦送迎費	基本送迎区域外の場合、1kmあ	基本送迎区域外からの利用の場合。		
	たり22円とする(別紙参照)。			
⑧粗大ごみ処分	実費相当額 ※横浜市粗大ご	タンス等の粗大ごみの処分を施設にご依頼		
費用	み処理	される場合		

才)医療費

嘱託医による処置代やお薬代・医師の指示による検査料などです。

1割負担の方

*標準サービス利用料金(利用者負担段階第4段階の方)

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)	食費(月額) ※1日¥1900	居住費(月額) ※1日¥2760	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)
1	20460単位	8042単位	10.72	¥30,555	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥176,355
2	22590単位	8332単位	10.72	¥33,149	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥178,949
3	24840単位	8638単位	10.72	¥35,889	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥181,689
4	27030単位	8936単位	10.72	¥38,556	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥184,356
5	29130単位	9221単位	10.72	¥41,113	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥186,913

*サービス利用料金減額A(利用者負担段階第3段階②の方)

	,									
要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)	食費(月額) ※1日¥1360	居住費(月額) ※1日¥1370	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)		
1	20460単位	8042単位	10.72	¥30,555	¥40,800	¥41,100	¥6,000	¥118,455		
2	22590単位	8332単位	10.72	¥33,149	¥40,800	¥41,100	¥6,000	¥121,049		
3	24840単位	8638単位	10.72	¥35,889	¥40,800	¥41,100	¥6,000	¥123,789		
4	27030単位	8936単位	10.72	¥38,556	¥40,800	¥41,100	¥6,000	¥126,456		
5	29130単位	9221単位	10.72	¥41,113	¥40,800	¥41,100	¥6,000	¥129,013		

*サービス利用料金減額B(利用者負担段階第3段階①の方)

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)	食費(月額) ※1日¥650	居住費(月額) ※1日¥1370	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)
1	20460単位	8042単位	10.72	¥30,555	¥19,500	¥41,100	¥6,000	¥97,155
2	22590単位	8332単位	10.72	¥33,149	¥19,500	¥41,100	¥6,000	¥99,749
3	24840単位	8638単位	10.72	¥35,889	¥19,500	¥41,100	¥6,000	¥102,489
4	27030単位	8936単位	10.72	¥38,556	¥19,500	¥41,100	¥6,000	¥105,156
5	29130単位	9221単位	10.72	¥41,113	¥19,500	¥41,100	¥6,000	¥107,713

* サービス利用料金減額C(利用者負担段階第2段階の方)

	> =									
要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)	食費(月額) ※1日¥390	居住費(月額) ※1日¥880	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)		
1	20460単位	8042単位	10.72	¥30,555	¥11,700	¥26,400	¥6,000	¥74,655		
2	22590単位	8332単位	10.72	¥33,149	¥11,700	¥26,400	¥6,000	¥77,249		
3	24840単位	8638単位	10.72	¥35,889	¥11,700	¥26,400	¥6,000	¥79,989		
4	27030単位	8936単位	10.72	¥38,556	¥11,700	¥26,400	¥6,000	¥82,656		
5	29130単位	9221単位	10.72	¥41,113	¥11,700	¥26,400	¥6,000	¥85,213		

*サービス利用料金減額D(利用者負担段階第1段階の方)

要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(1割)	食費(月額) ※1日¥300	居住費(月額) ※1日¥880	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)
1	20460単位	8042単位	10.72	¥30,555	¥9,000	¥26,400	¥6,000	¥71,955
2	22590単位	8332単位	10.72	¥33,149	¥9,000	¥26,400	¥6,000	¥74,549
3	24840単位	8638単位	10.72	¥35,889	¥9,000	¥26,400	¥6,000	¥77,289
4	27030単位	8936単位	10.72	¥38,556	¥9,000	¥26,400	¥6,000	¥79,956
5	29130単位	9221単位	10.72	¥41,113	¥9,000	¥26,400	¥6,000	¥82,513

・加算には日常生活継続支援加算(1日46単位/月1380単位)・個別機能訓練加算 $I \cdot II((I)(1 D12単位/月360単位)$ ($II)月20単位)・生活機能向上連携加算 <math>II(J100単位)・看護体制加算 <math>I \cdot II((I)(1D12) D100)$ (II)(1D12) D100 (II)(1D12) (I

身体状況に応じて個人につけられる加算もあります。詳細は重要事項説明書を参照して下さい。

- ・外泊・入院時、翌日から当該居室確保の為、7日(月をまたがる場合は最大13日)以降の居住費は2,760円/日となります。
- ・入退所時及び、利用者の希望される協力病院以外(協力病院より遠方)の受診時の送迎を希望される場合、下記地域であれば送迎費のご負担はかかりません。

緑区:三保町、台村町、寺山町、中山町、森の台、新治町、霧が丘、十日市場町、長津田町、いぶき野、長津田、 長津田みなみ台

旭区: 若葉台、上川井町、川井本町、川井宿町、上白根町、下川井町、都岡町

上記地域以外は、車両運行費1kmあたり22円のガソリン代を頂戴します。

2割負担の方

*標準サービス利用料金

	C / \ 1 1/11/1	1 -11-						
要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(2割)	食費(月額) ※1日¥1900	居住費(月額) ※1日¥2760	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)
1	20460単位	8042単位	10.72	¥61,109	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥206,909
2	22590単位	8332単位	10.72	¥66,297	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥212,097
3	24840単位	8638単位	10.72	¥71,777	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥217,577
4	27030単位	8936単位	10.72	¥77,111	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥222,911
5	29130単位	9221単位	10.72	¥82,225	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥228,025

3割負担の方

*標準サービス利用料金

٠.	1赤干リ	レクが用す	<u>7 32</u>						
	要介護度	基本額(月単位)	加算(月単位)	地域加算	利用者負担(3割)	食費(月額) ※1日¥1900	居住費(月額) ※1日¥2760	おやつ代(月額) ※1日¥200	1月合計(30日)
	1	20460単位	8042単位	10.72	¥91,663	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥237,463
	2	22590単位	8332単位	10.72	¥99,445	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥245,245
	3	24840単位	8638単位	10.72	¥107,666	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥253,466
	4	27030単位	8936単位	10.72	¥115,667	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥261,467
	5	29130単位	9221単位	10.72	¥123,337	¥57,000	¥82,800	¥6,000	¥269,137

身体状況に応じて個人につけられる加算もあります。詳細は重要事項説明書を参照して下さい。

・外泊・入院時、翌日から当該居室確保の為、7日(月をまたがる場合は最大13日)以降の居住費は2,760円/日となります。

・入退所時及び、利用者の希望される協力病院以外(協力病院より遠方)の受診時の送迎を希望される場合、下記地域であれば送迎費のご負担はかかりません。

緑区: 三保町、台村町、寺山町、中山町、森の台、新治町、霧が丘、十日市場町、長津田町、いぶき野、長津田、 長津田みなみ台

旭区: 若葉台、上川井町、川井本町、川井宿町、上白根町、下川井町、都岡町

上記地域以外は、車両運行費1kmあたり22円のガソリン代を頂戴します。

特別養護老人ホームしょうじゅの里三保サテライト料金表

■理美容料金表 基本料金 税込)

内 容	金 額
カットグロー込)	1,500円
シャンプー&ブロー	1,500円
パーマ カット・シャンプー・ブロー込)	6,200円
ヘアカラー (カット・シャンプー・ブロー込)	6,200円

■日用品 税込)

内 容	金 額
エルモア ティッシュ (箱)	60円
エルモア ティッシュ 6箱)	373円
歯ブラシ(ふつう)	44円
歯磨き粉(ガードハロー)	149円
入れ歯洗浄剤デントクリア(1箱120錠入り)	440円
口腔ケアスポンジブラシ (50本)	1,185円
乾電池 単一アルカリン2本入り	295円
乾電池 単二アルカリン全人り	220円
乾電池 単三アルカリル4本入り	126円
乾電池 単四アルカリル4本入り	126円

■電気使用料 月額料金 ・税込)

品目	仕 様	金 額
冷蔵庫	106L 冷凍庫あり	900円
オイルヒーター	エコタイプに限る	7,000円
電気毛布	140 cm× 80 cm	1,000円
加湿器·空気清浄機		500円

■その他

品目	仕 様	金 額
コピー料	カラー	50円
(5枚以上印刷の場合)	白黒	10円

※上記価格は物価等により変動することがあります。

2024年6月1日 適用